

記者提供資料（平成 28 年 6 月 23 日）  
住宅都市局  
市街地整備部 都市整備課 中嶋・杉山  
TEL：078-322-6823（直通） 4932（内線）  
E-MAIL：shin-nagata-tokken@office.city.kobe.lg.jp

## 新長田駅南第 2－B 地区（大橋 5 第 2 工区） 特定建築者募集における入札結果

神戸国際港都建設事業新長田駅南第 2－B 地区震災復興第二種市街地再開発事業「大橋 5 第 2 工区」において、特定建築者募集を行いました。入札結果は次のとおりとなりました。

### 1 対象工区敷地の概要

工区名：大橋 5 第 2 工区  
所在地：神戸市長田区大橋町 5 丁目（位置図参照）  
敷地面積：434.37 平方メートル  
用途：業務または住宅（複合用途可。ただし 2 階以下に住戸不可。）

### 2 特定建築者の選定方法

特定建築者としての応募を受け付け、提出された応募図書等を審査のうえ入札参加資格者を決定し、敷地の価額についての指名競争入札を行いました。

### 3 入札結果

入札日：平成 28 年 6 月 23 日（木曜）  
落札者：株式会社 但馬銀行  
落札金額：金 235,000,000 円  
入札参加者数：2 者

### 4 落札者の建築計画

用途：銀行の支店  
構造・階数：鉄筋コンクリート造・地上 4 階  
延床面積：約 910 平方メートル  
（落札者は、今後この建築計画をもとに関連法令・条例等に則って設計を進めていきます。）

### 5 今後の予定

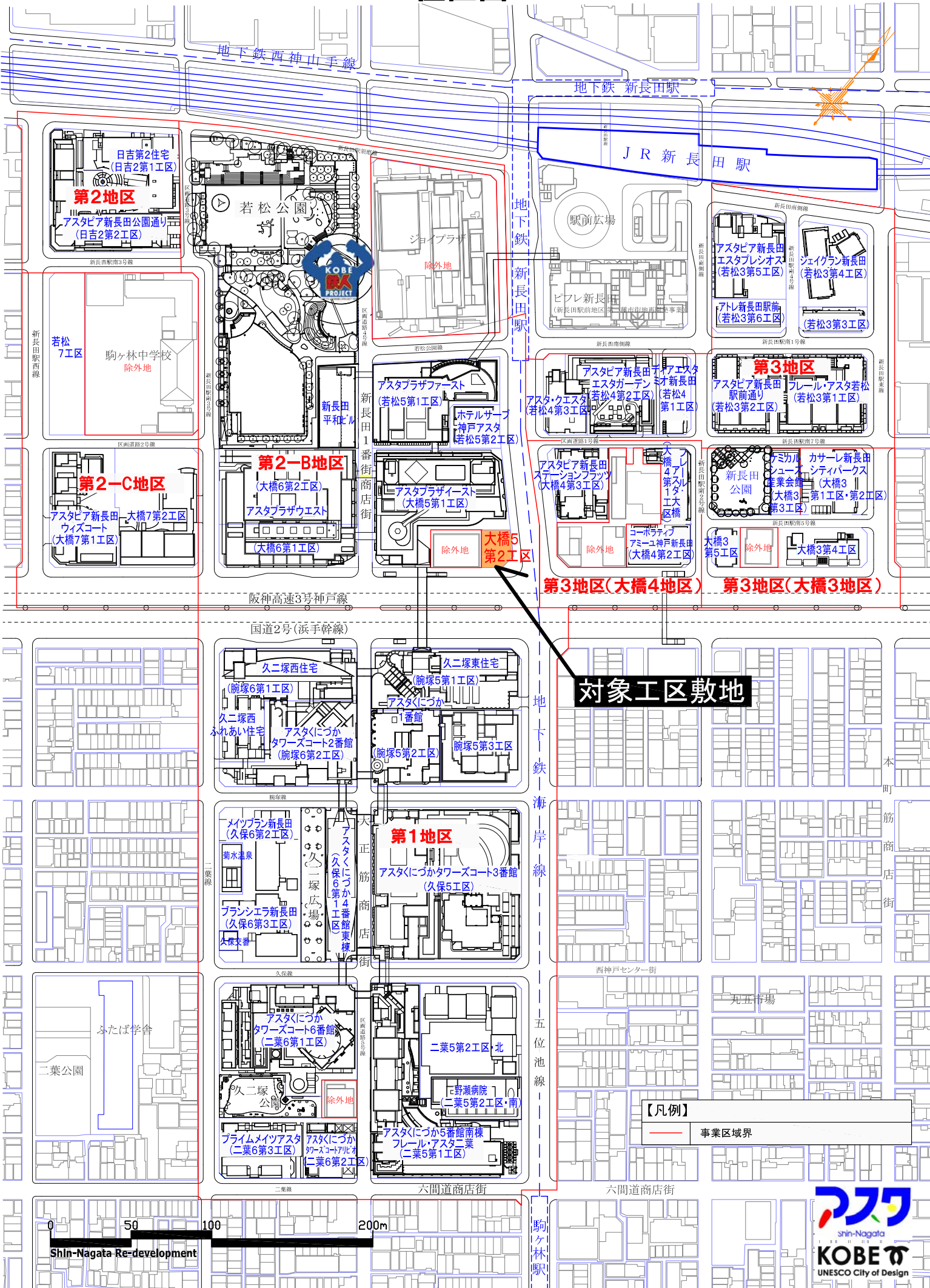
都市再開発法上の所定の手続きを行い、特定建築者として決定する予定です。

#### 【特定建築者制度について】

市街地再開発事業では、原則として施行者（神戸市）が施設建築物の建築を行うこととなっていますが、今回のように、公募により決定された民間事業者等が施設建築物の建築を行い、取得する制度を「特定建築者制度」といいます。

特定建築者は、施行者が整備した土地に、応募の際に提出した建築計画に従って建物を建設し、土地の権利を取得するとともに、建物を所有することとなります。

# 位置図



**対象工区敷地**

【凡例】

— 事業区境界